

第3回 大崎市総合教育会議

日 時 平成29年8月10日（木）

午後1時30分から

場 所 大崎市役所 北プレハブ2階会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

協議事項

第1号 「大崎市教育の振興に関する大綱」（中間案）について 資料1

4 その他

・学習指導要領改訂に伴う外国語教育の取り組みについて 資料2

5 閉 会

「大崎市教育の振興に関する大綱」
(中間案)

大 崎 市

1. 大崎市教育大綱の趣旨

大崎市教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する国の教育の振興に関する施策についての基本的な方針を参酌し、本市の実情を踏まえた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、大崎市長が総合教育会議において教育委員会と協議し、定めるものです。

2. 大綱の位置づけ

大綱は、これまで掲げてきた大崎市教育基本方針を包含し、大崎市総合計画と整合性を図って策定するもので、本市の教育行政に関する最上位の指針となるものです。

3. 大綱の期間

大綱の期間は、この大綱を定めた日から平成34年度までとします。

4. 基本方針

基本方針 1 豊かな心と生きる力を育み、未来を拓く人材を育てます

基本方針 2 夢や志を大切に、意欲をもって学ぶ子どもを育てます

基本方針 3 互いを思いやり、支え合って、誇れる郷土をつくれます

基本方針 4 大崎の歴史と文化、伝統をみがき、未来へつなぎます

基本方針 5 スポーツを通して健康で活力あふれる人材を育てます

5. 基本目標

基本目標 1	自ら考え行動し、社会の変化に対応できる人材の育成
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯を通して学び、国際化や情報化及び少子高齢化や環境問題など、社会を取り巻くさまざまな変化に柔軟に対応できる人材を育てます。 ○社会体験などの学習の充実により、豊かな感受性、協調性やコミュニケーション力を養い、主体的に行動できる人材を育てます。 ○一人ひとりが主体的に生涯学習に取り組める環境整備や学習支援を推進します。 	

基本目標 2	「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた子どもの育成
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎・基本の確実な定着と思考力・判断力・表現力の向上を図り、自ら考え行動する力を育みます。 ○子どもの将来の夢や目標の実現に向けた指導体制の充実を図り、未来につながる学校づくりを推進します。 ○道徳教育により、他人を思いやる気持ちや命を大切にできる心育て、「志」教育を通して、子どもの豊かな人間性と社会性を培います。 ○基礎体力の向上を図り、食育を通して子どもの健康な体を育てます。 ○障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ学習環境を構築するとともに、子どもの実態に応じた多様な学びの場を提供します。 	

基本目標 3	防災教育の充実と、安全・安心な教育環境の整備
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災知識の普及啓発や防災訓練などの実施により、子どもが日頃から災害に備える防災意識の向上を図ります。 ○学校と地域が連携し、防災体制を強化することで、災害時の子どもの安全を確保します。 ○学校施設の改修や防災対策の計画的な推進により、安心して学べる教育環境の整備を図ります。 	

基本目標 4	家庭や地域、学校が協働して子どもを育てる環境づくり
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の人材の活用と子どもの社会参加の活動を積極的に推進し、地域と一体となった教育活動を展開します。 ○協働教育を推進し、家庭や地域の教育力の向上を図り、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを行います。 ○家庭や地域と密接に連携した相談・支援体制を整備し、子どもの健全育成に取り組みます。 	

基本目標 5	豊かな自然、魅力ある地域文化の継承と創造・発信
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芸術文化の積極的な普及活動を通じ、創造力や表現力及び豊かな感性を養い、新たな文化の担い手を育てます。 ○歴史と文化及び伝統を保存・継承し、積極的に発信することで、生まれ育った郷土への理解と愛着を深めます。 ○豊かな自然環境を守り伝え、身近な自然を活用した環境教育の推進により、人と環境の関わりについて理解を深めます。 	

基本目標 6	健康で生涯にわたり楽しめるスポーツ環境の構築
<p>【施策の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の健康づくりと体力増進を図るため、スポーツの推進体制を充実し、それぞれのライフステージで楽しめるスポーツを普及します。 ○地域に根ざしたスポーツ団体の活動支援と指導者の育成を図り、競技力の向上をめざします。 ○だれもが気軽にスポーツとふれあう機会を設け、親しみやすいスポーツ環境の整備と拡充を図ります。 	

参考 今後のスケジュール

平成29年 9月 5日 パブリックコメント受付開始

9月20日 パブリックコメント受付終了

10月12日 第4回大崎市総合教育会議

11月 当初予算要求取りまとめ

平成30年 2月 当初予算提案

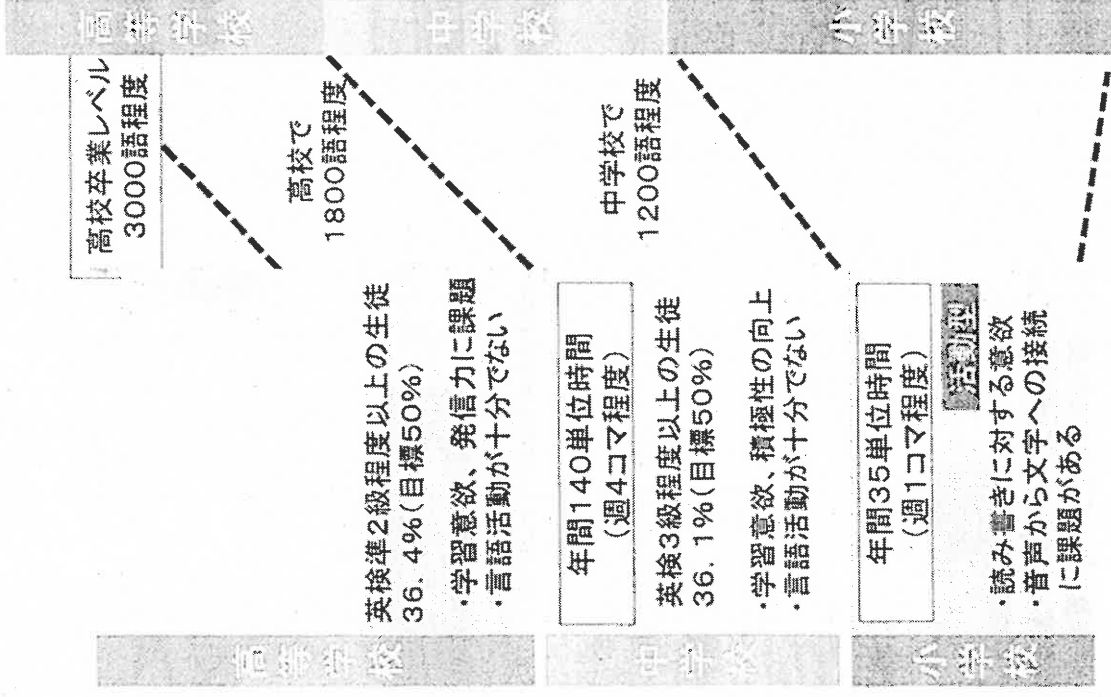
4月 第5回大崎市総合教育会議

CEFR
B2 (英検準1級)
B1 (英検2級)
A2 (英検準2級)
A1 (英検3級 ～5級)

現状

- ・学年が上がるにつれて意欲に課題
- ・学校種間の接続が不十分

改善・充実



新たな外国語教育

「何が出来ようになるか」という観点から、国際基準(CEFR※)を参考に、小・中・高等学校を通じた5つの領域(「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り・発表)」「書くこと」)別の目標を設定

- 高校卒業レベル 4000～5000語程度
- 高校で 1800～2500語程度

- ・5領域を総合的に扱う科目群として「英語コミュニケーション I・II・III」を、発信力を高める科目群として「論理・表現 I・II・III」を設定

- ・授業は外国語で行うことを基本とする(前回改訂より)

年間140単位時間(週4コマ程度)

- ・互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う対話的な活動を重視

- ・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを実際に活用する言語活動を充実

- ・授業は外国語で行うことを基本とする

○5・6年 (教科型) 年間70単位時間(週2コマ程度)

- ・段階的に「読むこと」「書くこと」を加える

- ・指導の系統性を確保

〔15分程度の短時間学習の活用等を含めた弾力的な時間割編成も可能〕

○3・4年 (活動型) 年間35単位時間(週1コマ程度)

- ・「聞くこと」「話すこと(やり取り・発表)」を中心とする

- ・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める

- 中学校で 1600～1800語程度

- 小学校で 600～700語程度

※CEFR：欧州評議会 (Council of Europe) が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

外国語教育改革のスケジュール(イメージ)

平成29年8月10日 第3回大崎市総合教育会議

2020年度(32年度)

東京オリンピック
パラリンピック
2021年度
(33年度)

2019年度
(31年度)

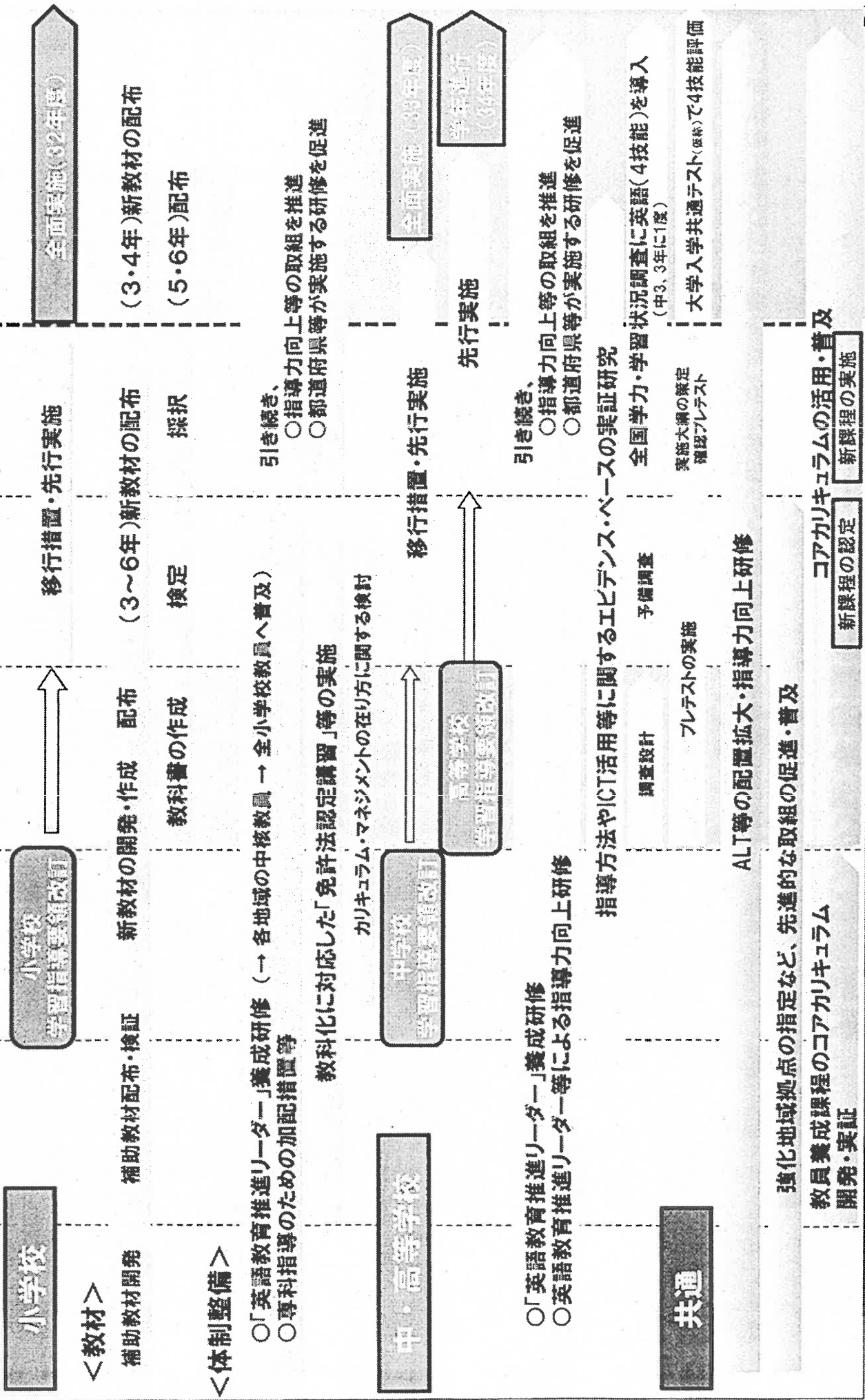
2018年度
(30年度)

2017年度
(29年度)

2016年度
(28年度)

2015年度
(27年度)

2014年度
(26年度)



大崎市小学校外国語教育先行実施イメージ

2016年度 (28年度) 2017年度 (29年度) 2018年度～2019年度 (30年度～31年度) 2020年度 (32年度)

	小学校 学習指導要領改訂	移行措置・先行実施	全面実施
○高学年 (5・6年生)			
外国語活動	現要領：年間35時間	年間35時間	
外国語科		年間15時間 必須	年間70時間
○中学年 (3・4年生)			
外国語活動	現要領：なし	年間15時間 必須	年間35時間

検討委員会による
ガイドライン作成